

岩国市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 27 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 武 田 伊 佐 雄

令和 5 年度第 3 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査

2 監査の対象

福祉部 福祉政策課（指導監査室）、生活支援課、高齢者支援課（地域包括支援センター）、障害者支援課、こども家庭課（こども家庭センター、こども館、各児童館）、保育幼稚園課（各放課後児童教室、各保育園、各認定こども園、太陽の家）

健康医療部 健康推進課（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）、保険年金課、地域医療課（柱島診療所、本郷診療所）

3 監査の実施期間

令和 5 年 12 月 6 日から令和 6 年 1 月 15 日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 5 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 5 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。